

# つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業資料 (令和5年度版)

## 資料構成

- |    |  |     |      |
|----|--|-----|------|
| 1. | つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業の重要事項      | ... | P2~4 |
| 2. | つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業 市助成基準単価表  | ... | P5   |
| 3. | つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業の利用に関するフロー | ... | P6   |
| 4. | 受給者証サンプル                               | ... | P7   |
| 5. | 利用記録表サンプル                              | ... | P8   |

# 1. つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業の重要事項

(今までご利用になられていた方も必ずお読みください)

## ■日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業の目的

障害者等を介護する家族に対し、日中一時預かりサービスの利用に要する費用の全部又は一部について助成金を支給することにより、当該家族の介護に係る身体的、精神的及び経済的負担の軽減に資することを目的としています。

## ■日中一時預かりサービスとは？

施設等において一時的に障害のある方を預かり、その介護を行うサービス（宿泊を伴わないもの）です。

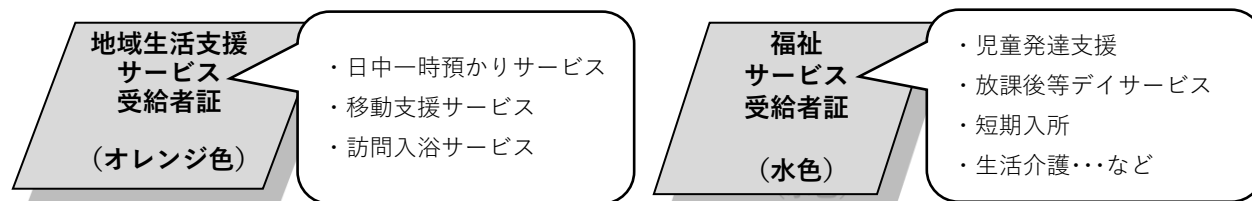
なお、日中一時預かりサービスの提供基準は事業者によって異なるため、必ずしもA事業者とB事業者が同じ内容でサービスを提供しているとは限りません（例：サービス提供時間等）。提供基準の詳細は事前に事業者にご確認ください。

## ■日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業とは？

市と助成金支給事業について協定を締結している事業者から日中一時預かりサービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

## ■障害福祉サービスに日中一時預かりサービスは含まれている？

同じ「障害者総合支援法」に基づいた事業ではありますが、日中一時預かりサービスは地域生活支援事業に位置づけられ、障害福祉サービスには含まれません。各サービスを利用し助成を受けるには、別々の受給者証が必要です。受給者証の申請方法や利用料金の自己負担分も異なります。



## ■受給の対象となる人は？

次のいずれかに該当する方を居宅において介護している方が受給対象者となります。

※受給対象者は、障害者ご本人ではなく、障害者を介護している方です。

- 1 介護対象の方が18歳以上の場合
  - ・障害福祉サービスの「短期入所（ショートステイ）」の支給決定を受けている障害者
- 2 介護対象の方が18歳未満の場合
  - ①障害福祉サービスの「短期入所（ショートステイ）」の支給決定を受けている障害児
  - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている障害児
  - ③医師の診断書により心身に障害があると認められる障害児

【注意】 障害のある方が次のいずれかに該当する場合、受給対象となりません。

- ①障害福祉サービスで施設入所支援の支給決定を受けている場合
- ②障害福祉サービスで共同生活援助の支給決定を受けている場合
- ③介護保険制度の対象者

### ■月に何時間利用しても助成金の支給対象になる？

一月に60時間を上限として助成金を支給します。  
ただし、7月は70時間、8月は80時間を上限として助成金を支給します。

### ■月の助成上限時間を超えてしまったら？

助成上限時間超過分は、助成金の支給対象外となります。「日中一時預かりサービス利用記録表」を利用して、ご自身で月の助成上限時間を管理してください。

### ■1時間に満たない時間はどのように算定される？

消費時間の単位は1時間単位であるため、時間・費用ともに1時間として算定します。

### ■朝1時間30分利用し、居宅に戻った後、夕方1時間30分利用したときの算定時間は？

1日に2回以上サービスを利用した場合は、1日の合計利用時間ではなく、1回の利用ごとに利用時間を算定します。したがって、このケースであれば、4時間が算定時間となります。

### ■申請方法は？

障害福祉課窓口で次の書類をご提出ください。（郵送提出可）

- ①申請書 ②同意書 ③障害の程度を証する書類（※下記参照）
- ④課税証明書（転入直後など、つくば市で課税状況を確認することができない方のみ）
- ⑤各種障害者手帳または障害福祉サービス受給者証（申請者を扶養している者に障害がある場合、扶養者の障害者手帳や受給者証を用意してください）
- ⑥個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ⑦本人確認書類（障害者手帳、運転免許証など）

#### ※③障害の程度を証する書類について

##### 【18歳以上の方】

③にあたる提出書類は必要ありません。（障害福祉サービスの障害支援区分の認定と短期入所の支給決定を受けているかどうかを障害福祉課で確認します）

##### 【18歳未満の方】

次のうち、あてはまるものをご用意ください。

- (i) 身体障害者手帳 (ii) 療育手帳 (iii) 精神障害者保健福祉手帳
- (iv) 心身に障害があることが記載された医師の診断書  
※診断日より3年以内（診断内容によっては1年以内のもの）。写し可
- (v) 障害福祉サービスで短期入所の支給決定を受けていること  
→③にあたる提出書類は必要ありません。

### ■市が協定を締結している事業者

別紙「つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業協定事業者一覧」をご参照ください。つくば市のホームページでも一覧を公開しています。

### ■受給者証の交付後、実際に利用するにはどうすればいい？

協定を締結している事業者から利用先を選択し（複数可）、事業者から重要事項の説明を受けた後、利用に関する契約等を結んでください。利用の日程については、事業者とご相談の上、ご利用ください。利用先を障害福祉課へご報告いただく必要はありません。

### ■お金はどのくらいかかる？

「2. 日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業 市助成基準単価表」をご参照ください。利用区分の助成金基準単価に支給割合を乗じた額については、市が助成金として支給しますので、差額が自己負担額となります。事業者の請求にもとづき、市が助成金を事業者へ支払います。  
※事業者の設定する単価が助成金基準単価を上回る場合は、市は助成金基準単価以上の額について助成することはできませんので、ご注意ください。

### ■食事代及び紙おむつ等の特定費用は助成金の対象費用ですか？

特定費用は対象になりません。特定費用の取扱いについては、ご利用になる事業者にご確認ください。

### ■障害福祉サービス受給者証の負担上限月額は適用になる？

この事業は障害福祉サービスの給付費に該当する事業ではないため、適用になりません。

### ■受給者証に有効期限はある？

原則、受給者証が交付された年度末ですが、以下のように例外があります。

1 介護対象者が年度内に18歳になる場合：

18歳の誕生日が属する月の月末

2 介護対象者の障害支援区分の有効期限が年度内に到来する場合（18歳以上）：

障害支援区分の有効期限

※1の場合、事前に申請書の提出を依頼します。あわせて、障害福祉サービスの障害支援区分の認定と短期入所の支給決定が必要になります。

※2の場合、障害福祉サービスの障害支援区分の再認定と短期入所の支給決定を受けていただければ、新しい受給者証を交付します。

なお、受給者や介護対象者が次の事項に該当する場合は、有効期間内であっても支給決定について見直しをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

①他市町村へ転出したとき。

②介護対象者が社会福祉施設その他の介護を業とする者が常駐している施設に入所したとき。

### ■受給者証が届いた後のことについて

受給者証がお手元に届きましたら、受給者証の内容（氏名・住所・区分・支給割合等）をご確認のうえ、事業者と契約等の手続きを行ってください。

なお、記載内容にご不明な点がありましたら、障害福祉課担当者までご連絡願います。

# つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業 市助成基準単価表

## (1) 基準単価

### ●障害者（18歳以上）

利用区分	基準単価
障害支援区分1	1時間 600円
障害支援区分2	1時間 600円
障害支援区分3	1時間 700円
障害支援区分4	1時間 750円
障害支援区分5	1時間 900円
障害支援区分6	1時間 1,000円

### ●障害児（18歳未満）

利用区分	基準単価
障害児	1時間 750円
重度心身障害児※	1時間 3,000円

※「重度心身障害児」とは、身体障害者手帳1級と療育手帳○Aの両方を所持している18歳未満の児童を指します。

## (2) 助成上限時間

通常月	7月	8月
60時間	70時間	80時間

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校の実施日が含まれる月は、80時間

※利用時間の算定方法について

- ①日中一時預かりサービスの利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とします。
- ②1日に2回以上、日中一時預かりサービスを利用した場合は、1日の合計利用時間ではなく、1回利用するごとに利用時間が算定されます。

## (3) 助成金の支給割合

世帯の状況	助成金支給割合
・生活保護法による扶助を受けている世帯 ・非課税世帯	基準単価の範囲内で <b>100%</b> 助成します
課税世帯	基準単価の範囲内で <b>90%</b> 助成します

## (4) 利用例

- ・月の利用時間数：40時間
- ・区分：障害児
- ・支給割合：90%（自己負担の割合は10%）

➔ この場合の自己負担額は・・・

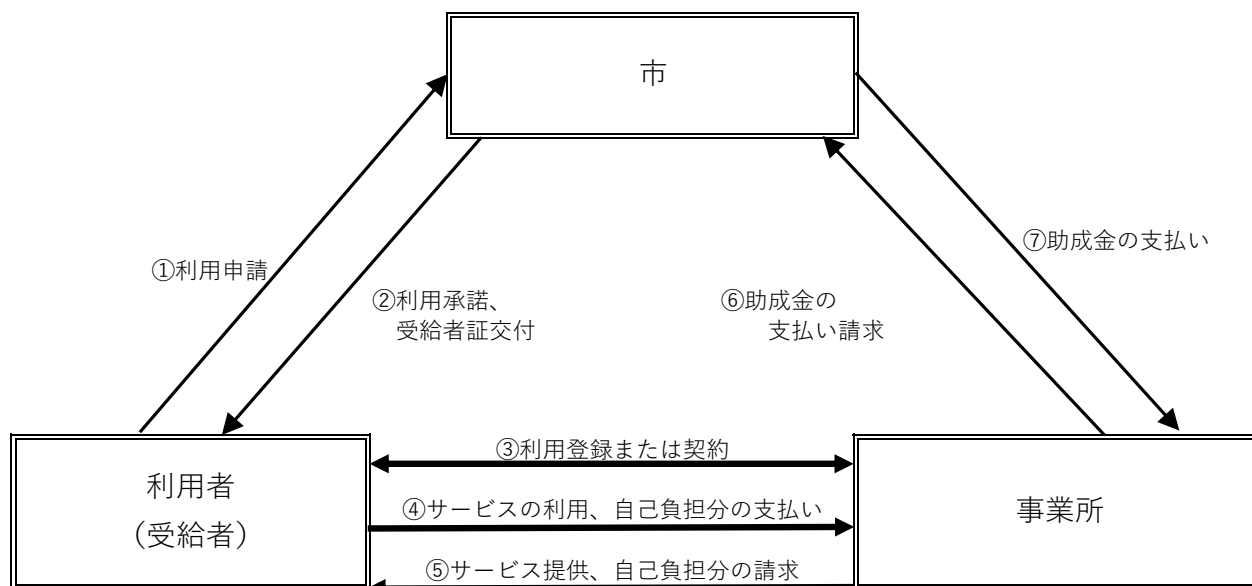
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{区分：障害児} \\ \hline 750\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用時間数} \\ \hline 40\text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{算定額} \\ \hline 30,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{算定額} \\ \hline 30,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担の割合} \\ \hline 10\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担額} \\ \hline 3,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

## (5) 留意事項

- ①食事代や紙おむつ等の特定費用は、当該事業の助成対象外です。  
特定費用の取扱いについては、ご利用になる事業者にご確認ください。
- ②事業者が設定する基準単価が、市の基準単価を上回っている場合、超過分はすべて自己負担となります。

## つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給事業の利用に関するフロー



### ①利用申請

日中一時預かりサービス利用費の助成を希望する方は、申請書を市へ提出し、支給決定を受けます。

### ②利用承諾、受給者証交付

申請内容を審査の上、承諾した場合は受給者証を交付します。

### ③利用登録または契約

市は受給者が協定事業所を利用した際に助成金を支給するものであり、日中一時預かりサービスは市の直接事業ではありません。したがって、登録や契約の内容等については、事業を実施する事業者が定めるものとします。受給者は協定を締結している事業者から利用先を選択し、事業者と利用に関する契約等を結んでください。※協定締結事業所一覧は、障害福祉課窓口で配布またはつくば市HPに掲載しています。

### ④サービスの利用、自己負担の支払い

受給者はサービスを利用する度に、受給者証を事業者に提示してください。また同時に、事業者から提示される実績報告書の内容を確認の上、確認印を押印願います。なお、市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費の助成を行います。助成の対象外となる自己負担分は、事業者の指示に従ってお支払いください。

### ⑤サービス提供、自己負担の請求

事業者はサービスを提供する度に受給者証を確認し、実績報告書に必要事項を記入の上、受給者から確認印を受けてください。また同時に、受給者の利用記録表にも記入押印願います。市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費の助成を行います。助成の対象外となる自己負担分の請求方法については、事業者に一任します。（利用の都度又は月末締め等）

### ⑥助成金の支払い請求

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費の助成を行いますが、受給者への直接助成ではなく、事業者の代理受領により助成するものとします。なお、事業者は支払請求書に実績報告書を添付し助成金の請求を月末締めで行います。

### ⑦助成金の支払い

市は実績報告書と支払請求書の内容を審査し、助成金の支払いを行います。

つくば市障害者日中一時預かりサービス受給者証		
交付年月日 年 月 日		
受 け て い る 者 の 介 護 を	住所	つくば市
	フリガナ	
	氏名	②
	生年月日	年 月 日
受給者氏名	③ ( )	
適用年月日	④ 年 月 日	
有効期限	⑤ 年 月 日	
区分	⑥	
利用上限時間	⑦ 60時間 / 月 (7月は、70時間 / 月 8月は、80時間 / 月)	
支給割合	⑧ / 100	
発行者	つくば市長	印

# 受給者証サンプル

## 各項目の説明

①	受給者証の交付番号です。 ※原則として障害福祉サービス受給者証と同じ番号になります。
②	障害のある方ご本人
③	当該制度は、②に記載されている方を在宅で介護している方の介護の負担軽減を目的としているため、受給者は介護者となります。
④	適用日以降に利用したサービスに対して助成金を支給します。
⑤	助成金支給の有効期限（原則、年度末） ただし、②に記載されている方が年度途中で18歳となる時、または、障害支援区分の再認定を受けるときは、当該月の末日までとなります。
⑥	1時間あたりのサービス利用料
⑦	市が助成可能な上限時間を表しています。なお、上限時間を超えてサービスを利用する場合は、超えた時間については全額利用者負担となります。
⑧	助成金の支給割合 課税区分：90/100 非課税区分：100/100

- ・住所及び氏名に変更が生じた場合は、受給者証を添えて、記載事項変更届を提出してください。
- ・離婚等により受給者が変更になる場合や、世帯の課税状況に変更が生じた場合は、あらためて申請書を提出してください。  
新しい受給者証を交付します。

## 日中一時預かりサービス利用記録表 サンプル

※利用記録表は、オレンジの受給者証の6ページ目以降にあります。

つくば市日中一時預かりサービス利用記録表 4月分				
日付	事業者名	利用時間数 (時間)	残時間数 (時間)	従事者印
4	〇〇サービス事業所	3	57	筑波花子
6	〇〇サービス事業所	2	55	印
10	〇〇学園	8	47	印
15	〇〇センター	3	44	印
17	〇〇サービス事業所	5	39	筑波花子

つくば市日中一時預かりサービス利用記録表 5月分				
日付	事業者名	利用時間数 (時間)	残時間数 (時間)	従事者印

**【受給者】**  
利用記録表で利用時間を管理します。

**【事業者】**  
サービス提供前に利用記録表で当月の残時間数を確認してください。

- ◆ 7月：70時間まで
- ◆ 8月：80時間まで
- ◆ 7・8月以外の月：60時間まで

サービス提供後は利用記録表に記入してください。

**利用上限時間を超過した分は、助成対象になりません。**